

(第一類 第七号)

衆第一百八十一回国会 厚生労働委員会議録 第三号

平成二十四年十一月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 長妻 昭君

理事 岡本 充功君 理事

理事 中野 謙君 理事

理事 加藤 勝信君 理事

理事 岡本 英子君 理事

石森 久嗣君 理事

稻富 修二君 理事

工藤 仁美君 理事

斎藤 進君 理事

田中美絵子君 理事

玉木 朝子君 理事

長島 一由君 理事

西村智奈美君 理事

宮崎 岳志君 理事

山崎 摩耶君 理事

あべ 俊子君 理事

鴨下 一郎君 理事

菅原 一秀君 理事

棚橋 泰文君 理事

玉城デニー君 理事

坂口 力君 理事

柿澤 未途君 理事

厚生労働大臣 財務副大臣

厚生労働副大臣 厚生労働大臣政務官

糸川 正晃君

櫻井 充君

三井 辨雄君

武正 公一君

西村智奈美君

医療体制の整備等に関する意見書(石川県輪島市議会)(第一三五〇号)

安全・安心の医療・介護実現のため看護師等の夜勤改善・増員を求める意見書(島根県議会)(第一三五〇号)

介護・医療現場に従事する職員の処遇について制度的な改善を求める意見書(東京都多摩市議会)(第一三六五号)

過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府吹田市議会)(第一三六六号)

過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府羽曳野市議会)(第一三六七号)

過労死防止基本法の早期制定を求める意見書(島根県議会)(第一三六八号)

介護職員処遇改善加算の継続拡充を求める意見書(島根県議会)(第一三六九号)

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書(東京都東大和市議会)(第一三七〇号)

協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県曾於市議会)(第一三七一号)

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書(東京都東大和市議会)(第一三七二号)

協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県南さつま市議会)(第一三七三号)

けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道東神楽町議会)(第一三七四号)

けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道上川町議会)(第一三七五号)

高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書(北海道議会)(第一三七五号)

コケイン症候群を国特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書(北海道中標津町議会)(第一三七六号)

「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(青森県十和田市議会)(第一三七七号)

こころの健康基本法の制定を求める意見書(青森県藤崎町議会)(第一三七八号)

公的年金二・五%の引き下げに反対する意見書(岩手県山田町議会)(第一三七九号)

国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書(岩手県山田町議会)(第一三七九号)

十一月九日

同日

辞任

補欠選任

辞任

たはずですが、二〇〇九年の選挙において、私も、当然今でもその気持ちは変わりません。

しかし、いざ現況の、では、デフレ不況の状況の中で国民年金を是正するという観点で、消費税を上げて社会保障と税の一括改革を進めていくんだという、その方向は確かに、ある一定、国民の一部の方々は、なるほどな、そうかもしれないなと思うかもしれません。しかし、私はファクトに基づいて質問をさせていただいています。事実に基づいて質問をさせていただいています。年金の納付率五八・六%という現在と、そして消費税が上がった場合のこれだけの負担増。

それを例えれば七十五歳以上の御夫婦の世帯に当ててみますと、この内閣の試算した資料によりますと、これも内閣が出した資料ですから正確な資料だと思います。その資料によりますと、七十五歳以上で年収額一百四十万の御夫婦でも、消費税増税による年間負担増は七・四万円あります。さらに、これが家計全体の年間負担額になりますと、さまざまな控除やあるいは手当などを考えますと、低い世帯で全体では一・五万円。しかし、それでも上の金額は四・一万円という試算になっています。

つまり、消費税は上げるけれどもそれ以外でさまざまなかつていて、まさに給付措置を行いましょうといつても、さらに四万円の負担、七十五歳以上の御夫婦がいるとすればですね。お二人が健康であればいいですよ。しかし、どちらかが例えれば介護保険の利用をなさっている、あるいは老老介護という状況に陥っているかもしれない。しかし、子供たち、孫たちはもう独立して遠くに住んでいる、近くに身内もいない。いろいろな状況を考えると、現下の日本の状況は、もつとさらに特別会計の組み直しですとか、私たちが、櫻井副大臣と同じ党に私が所属していましたときに議論をしたこと、それはやはり続けていくべきだというのが私たちの消費税反対であるということの根本的な論拠、理論になっています。

そのことについて、副大臣、どのように思いましたか。

○櫻井副大臣 気持ちは全く同じことでござります。

ただ、今、七十五歳の例を引き合いに出されましたが、七十五歳以上の方々で金融資産を幾らお持ちなのかというと、実は二百兆円お持ちでござります。三十代の方になりますと、三十代の方、十年といううんでしょうか、これで全体で百兆円程度しかお持ちでないということになってくると、結果たしてどこまで高齢者の方々に御負担をもう少しお願いするべきなのかどうかという議論がもう一つあるのではないか。

所得の再分配のところを見てまいりますと、世代間のところで、当初所得で見れば、当然のことですが、高齢者の方々は所得がありませんから所

得は低くなっていますけれども、一方で、社会保障で再分配された、医療や介護で現物給付され、年金で現金給付された再分配の後はどうなつてゐるかというと、実は一番低くなっているのが三十四歳代なわけですよ。それは、先ほど先生がここを問題視されました。私は、そのところが非常に大きなところなんだと思っているんです。

ですから、負担と給付の関係全体として、今先生がファクトとしておつしやったこともまた一つのファクトでありますし、それからマクロ的に見た場合には、私が申し上げているのもこれは

時間がないので、特例水準の解消関係について

質問させていただきます。

○岡本(充)委員 特例水準が設定された経緯等は

政府の方に聞いていただければと思いますが、今

回修正案を提出しまして、政府案に出ておりま

す。

○玉城委員 ありがとうございます。

○長妻委員長 次に、三宅雪子さん。

○三宅委員 国民の生活が第一の三宅雪子でござります。

本日は、国民年金法等の一部を改正する法律等

の一部を改正する法律案及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律案についての審議をさせて

いただきたいというふうに思います。

そもそもですけれども、消費増税の実施を、當初の二〇一三年十月から半年延ばして、二〇一四年四月としたのは、選挙を経て国民に信を問うてからというのが大きな約束、理由であった。これはもう委員長もよく御存じだったはずだというふうに思います。これは、野田総理も御出席されました昨年十二月二十九日の民主党政調そして社保と税の一体改革調査会の合同会議での確認事項であります。

しかしながら、そういう約束があるにもかかわらず、また、実施されないかもしれない消費増税を財源として見込んで国債を発行して、関連法案を通すということは全く筋が通らないと私は思っております。我が党も思っております。

確かに、下げ幅を広げたんじやないかという話

がありますけれども、我々としては、もう既に本

來の施行時期を徒過していることもありまして、現在の財政状況も鑑みながらできるだけ影響を小さくしていきたいという思いがあつて、今回

この一・〇、一・〇、〇・五を出しました。済みません、原案は〇・九、〇・八、〇・八であります。

そういう意味で、この修正案をもとにして本来

水準への移行をお願いしていきたい、このように

の皆さんからの信頼を失った原因であるんだ、そういうふうに思っております。

○玉城委員 ということは、本来水準ですか、当然スライド措置がどられずに、一人親家庭や障害者等の手当の手取りも低くなってしまう、抑えられてしまうということになりますので、その点に関しても、我々はまだその状況はないのでは

ないかということも含めて、反対の意を込めて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

考へております。

とは予算委員会で厳しく追及をされている記録は残っております。

私自身は、三井大臣は本当は消費増税法案には全面的に賛成でないと思ってているんですけれども、一言、答えにくいと思いますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○三井国務大臣 質問いただきました。

やはり、これまで、もっと申し上げますと、私も政調会長代理のときにこの議論は相当してまいりました。しかしながら、社会保障全体のことを考えますと、それでは、財源はどこから生み出すんだろうと考えたときに、私も、皆さんそうだと思いますけれども、やはり消費増税を上げるということには、それぞれ皆さん、決して賛成だという人はいないと思います。特にこのデフレ下では、本当に国民の負担を強いるということは大変だと思っています。

しかししながら、社会保障ということを今考えますと、財政面、財源はどうするんだということになったときに、これを社会保障全体に使うということでおっしゃる五%を充てるなどということになれば、やはり、私は消費増税というものは社会保障を安定させるために必要だということを立たせていただいているところでございます。

○三宅委員 今の御答弁で一件、ちょっと御質問申し上げたいんですけれども、では、五%消費増

税、アップの分は全て社会保障に使われるとおっしゃつたということでおろしいでしょうか。

○三井国務大臣 私は、自分の選挙区でもこのことはしっかりと国民党の皆さんに訴えているつもりです。だから、五%は、野田総理もおっしゃっていますように、社会保障と税の一体改革の中で、やはりこの五%は社会保障に充てるということで今回お願いしたということでございます。

○三宅委員 このたびの両法案も、消費増税による税収増を前提としたものであるわけでございましたが、各種機関から最近出されています経

濟見通しでも大変厳しいものが多く、このデフレ下において税収がふえるという見通し、これがたして正しいのかどうかということを、私は懸念も政調会長代理のときにこの議論は相当してまいりました。しかしながら、社会保障全体のことを考えますと、それでは、財源はどこから生み出すんだろうと考えたときに、私も、皆さんそうだと思いますが、やはり消費増税を上げるということには、それぞれ皆さん、決して賛成だという人はいないと思います。特にこのデフレ下では、本当に国民の負担を強いるということは大変だと思っています。

景気の状況、これはますます厳しくなっているわけでございますけれども、消費増税が、これは一度お聞かせいただけますでしょうか。

○櫻井副大臣 この点に関しては、まず前提、我々としてまず最大限努力しなければいけないことは、来年、消費税を増税できる環境をつくつてくことなんだと思っています。

これは、別に消費税を上げる上げないに関係なしに、これは三宅先生も同意していただけるかと思いますが、今のデフレをどう脱却していくのか、それをどう脱却していくのかということが大きな課題なんだ、そういうふうに理解してきております。

ですから、今のような経済成長が鈍化しているのをどう脱却していくのかということは、これは消費税を上げる上げないに關係なしに、日本の大き

な課題なんだ、そういうふうに理解してきております。

ですから、今の時点で消費税を上げられない場合にどうするのかということを議論するよりも、どのようなことを実施すれば経済が活性化していく

く、そして税収が上がってくる、それからデフレから脱却できるのかという議論をすることがまず前提だと思っています。

ただし、その上ででも、これは来年の十月に判斷せざるを得なくなりますが、この時点で仮にそ

ういうような状況になつた場合には、これは財源を今そこに求めることにしておりましたから、無

責任なようとにらめるかもしれません、その時

点で改めて考え方を得ないんだ、そういうふうに理解しております。

○三宅委員 櫻井副大臣の御意見は拝聴いたしました。

特例水準の解消につきましては、玉城議員と質

問が重複いたしますので、この質問は飛ばさせていただきたいというふうに思います。

そして、いざれにしましても、我が党は選挙の後に消費増税法案に関しまして廃止法案を提出することを決定しております。そのことをはつきり申上げまして、このことにつきましては質問を終わさせていただきたいというふうに思います。

そして、もう一件、この件はどうしてもちよつて入れていたいたいと厚生労働省の方にもお願いをして入れていただいた質問でございます。

大阪地裁のアスペルガー症候群の男性の判決についてでございます。

自宅で四十六歳の姉を刺殺したとして殺人罪に問われたアスペルガー症候群の四十二歳の男性の裁判員裁判の判決が大波紋を呼びました。

七月三十日、大阪地裁の裁判長は、被告が刑期を終えて出所してきても、被告の母親やもう一人の姉が被告人との同居を明確に断り、社会にアスペルガーリー症候群という精神障害に対応する受け皿が何ら用意されていない、また、許される限り長期間刑務所に収容することが社会秩序の維持に資する、そういうたった理由で、検察側の懲役十六年の求刑を上回る二十年の判決を言い渡しました。

この判決に対しましては、日本弁護士会などさまざまなところから批判的な意見が出されていま

すのは御承知のとおりでございます。私も厚生労働委員として愕然とした一人であるわけでござります。

そして、きょう問題にしたいのは、受け皿がないから刑務所に入れておく、この判決は、障害がある方の、被告の人権を侵している、そのように感じるとともに、厚生労働省が長年にわたって全

都道府県に設置してきた地域生活定着支援センターを否定するものではないかと残念に思ってお

ります。

そこで、きょう問題にしたいのは、受け皿がないから刑務所に入れておく、この判決は、障害がある方の、被告の人権を侵している、そのように

感じるとともに、厚生労働省が長年にわたって全

都道府県に設置してきた地域生活定着支援セン

ターを否定するものではないかと残念に思ってお

ります。

まず、この判決について大臣の率直な感想をお聞かせください。

○三井国務大臣 アスペルガーリー症候群と診断され

た男性が自分の姉を殺害したという事案は、大変痛ましいことだと思います。また、アスペルガーリー症候群などの発達障害の早期発見と、やはり適切な支援の必要性は私も改めて感じさせていただきました。

また、罪を犯した障害者が矯正施設を退所した後に地域で安心して生活できるよう、厚生労働省としても多様な福祉サービス等を確保することも重要であると思います。

今後とも、法務省などとも、関係する機関とも連携しながら、矯正施設退所者の地域定着に取り組んでまいりたいと思っております。

○三宅委員 ありがとうございます。

その足りないとされた受け皿であります地域生

活定着支援センターは、現在どのような状況でありますでしょうか。

○村木政府参考人 地域生活定着支援センターの整備状況についてお答え申し上げます。

アスペルガーリー症候群の方を初めとして、矯正施設から退所された方が退所された後、直ちに福祉サービスにつながるように、例えば障害者手帳の発給ですか、あるいは社会福祉施設への入所とか、こういったことの調整を行なうのが地域生活

の発給ですか、あるいは社会福祉施設への入所とか、こういったことの調整を行なうのが地域生活定着支援センターでございます。

整備を二十一年度から始めまして、平成二十三年度、昨年度に全ての都道府県でセンターの設置が完了したところでございます。これによりまして、全国調整がきちんとできるような体制になつたということがあります。

さらに、今年度は国庫補助額を増額いたしました。これによつて、職員の増員をいたしました。

して、職員の増員をいたしました。これによつて、地域で暮らすこうした方々の継続的なフォローアップもできる。相談に乗れるというふうな形で体制を強化したところでございます。

○三宅委員 ありがとうございます。

大阪地裁の裁判官は、このセンターの存在 자체、そして、この三年間でもこのように整備が、私が最初に質問させていただいたときはたしか十カ所前後だったというふうに思っています、大変進

